

福岡県公報

平成21年1月23日
第2922号

目次

告示(第123号 - 第135号)

| | | | |
|-------------------------------|------------|-------|----|
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | | 1 |
| 公共測量の実施 | (県土整備総務課) | | 1 |
| 国土調査の成果の認証 | (農山漁村振興課) | | 2 |
| 国土調査の成果の認証 | (農山漁村振興課) | | 2 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | | 2 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | | 2 |
| 生活保護法に基づく介護機関の指定 | (保護・援護課) | | 2 |
| 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 | (保護・援護課) | | 3 |
| 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し | (会計管理局会計課) | | 3 |
| 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 | (会計管理局会計課) | | 4 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 4 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | | 4 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 4 |
| 公 告 | | | |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 | (廃棄物対策課) | | 5 |
| 競争入札の参加者の資格等 | (総務事務センター) | | 5 |
| 一般競争入札の実施 | (教育庁企画調整課) | | 7 |
| 一般競争入札の実施 | (警察本部会計課) | | 9 |
| 福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開 | (漁業管理課) | | 11 |

選挙管理委員会

政治団体の平成19年分収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課)12

収用委員会

土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課)15

告 示

福岡県告示第123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年1月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|-----------|-----------------------------------|
| 八女 | 江島線 筑後 | 筑後市大字和泉84番1先から 同市大字和泉105番6先まで |
| 八女 | 水田線 大川 | 筑後市大字折地187番1先から 同市大字折地190番2先まで |

福岡県告示第124号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量(基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|------------------|------------------------------|
| 福岡市南区清水1丁目、3丁目地内 | 平成21年1月13日から 平成21年1月30日まで |

福岡県告示第125号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成21年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|------------------|----------|----------|-------------|
| 小都市 | 平成17年度から平成20年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 津古の一部 | 平成20年12月25日 |

福岡県告示第126号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成21年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|------------------|----------|-------------|-------------|
| 春日市 | 平成14年度から平成20年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 桜ヶ丘、日の出町の一部 | 平成20年12月25日 |

福岡県告示第127号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
柳川市大和町中島字中坪227 - 1、227 - 2、228 - 1、228 - 2、229、232 - 1 及び 232 - 6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
柳川市大和町中島264 - 1
松藤 昇、松藤 道大

福岡県告示第128号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町片峰一丁目2054 - 2、2054 - 4 から2054 - 6 まで及び2054 - 7
2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡粕屋町酒殿1458 - 1 ワイズパティオ1F
株式会社ワイズ 代表取締役 安松 秀利

福岡県告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 | サービス項目 |
|--------|--------|----------------|--------|--------|
| 大野介薬64 | おおいけ薬局 | 大野城市大池1丁目7 - 2 | 21・1・1 | 居管・予居管 |

| | | | | |
|--------|---------------------------|-------------------------|---------|------------------|
| 行居70 | 介護倶楽部なぎさ | 行橋市大橋1丁目1-20 ファミリー今川 | 20・12・1 | 訪介・予訪介 |
| 直居86 | 健明会ふれあいセンター直方 | 直方市大字上新入2490-18 | 20・12・1 | 通介・予通介 |
| 直居87 | 健明会介護予防センター古町ふれあい館 | 直方市古町10-13 | 20・12・1 | 通介・予通介 |
| 田支57 | 扇ヶアプランサービス | 田川市寿町3362-1 | 21・1・1 | 居支 |
| 筑紫居48 | ウィズ・ユー介護サービス合同会社 | 筑紫野市むさしヶ丘3丁目12-13 | 20・8・1 | 訪介・予訪介 |
| 春居46 | 有料老人ホームグッドタイムホーム2・春日 | 春日市平田台1丁目138-2 | 21・1・1 | 特生・予特生 |
| 鞍居108 | 医療法人社団親和会きんもくせいヘルパーステーション | 鞍手郡小竹町大字勝野4204-151 | 20・12・1 | 訪介・予訪介 |
| 宮居59 | あっとほーむヘルパーステーション | 宮若市磯光1312-3 | 21・1・1 | 訪介・予訪介 |
| 宮居60 | あっとほーむデイサービス | 宮若市磯光1312-3 | 21・1・1 | 通介・予通介 |
| 嘉麻居80 | グループホーム鴨生の里 | 嘉麻市鴨生693-1 | 21・1・1 | 認共・予認共 |
| 古居42 | 余香庵 | 古賀市今の庄1丁目2-12 | 20・12・8 | 小居・予小居 |
| 福津居33 | 小規模多機能型居宅介護事業所花みずき | 福津市上西郷486-1 | 20・11・1 | 小居・予小居 |
| 八女生介老2 | 介護老人保健施設ピハーラ光風 | 八女市津江513-1 | 20・11・1 | 通り・短療・老保・予通り・予短療 |
| 鞍居103 | グループホームなごみ | 鞍手郡鞍手町大字小牧字西牟田1969 | 20・12・1 | 認共・予認共 |

福岡県告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-------|------------------------|--------------------------|----------|
| 北介歯23 | 尾野歯科医院 | 宗像市神湊1242-34 | 20・12・31 |
| 像介歯40 | 横田歯科医院 | 宗像市赤間駅前2丁目7-12 山崎ビル2F | 20・12・26 |
| 行居44 | 有限会社今元ケアサービス訪問介護ステーション | 行橋市大字稲童4042-7 | 20・12・15 |
| 直居19 | デイサービスふれあいセンター直方 | 直方市大字上新入2490-18 | 20・11・30 |
| 古居37 | デイサービス余香庵 | 古賀市今の庄1丁目2-12 | 20・11・30 |

福岡県告示第131号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成21年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

| 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名 | 売りさばき所 | 取消年月日 |
|-----------|----------------------------|---------------|------------|
| 11 | 久留米市津福本町972番地 有限会社 森繁産業 | 久留米市津福本町972番地 | 平成21年1月31日 |

福岡県告示第132号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成21年 1月23日

福岡県知事 麻 生 渡

| | 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名 | 売りさばき所 | 変更年月日 |
|---|-----------|------------------------------|--|------------|
| 新 | 32 | 福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行 | 福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 福岡市中央区高砂1-2-4 株式会社福岡銀行渡辺通支店 | 平成21年2月23日 |
| 旧 | | | 福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 福岡市中央区渡辺通2-1-82 株式会社福岡銀行渡辺通支店 | |

福岡県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 1月23日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------|-------|--------|-------|-------------------------------------|-------------------|---------------|
| 久留米 | 県 道 | 久留米柳川線 | 前 | 久留米市津福本町1565番2先から 同市津福本町1581番先まで | 10.2 ~ 12.8 | 93.2 |

| | | | | | | |
|---------|-----------|-----|---|------------------------------------|-------------------|-------|
| | | | 後 | 同上 | 11.2 ~ 12.8 | 93.2 |
| 直 方 県 道 | 田 川 線 | 直 方 | 前 | 直方市大字下境4205番1先から 同市大字赤池135番9先まで | 9.0 ~ 42.0 | 426.0 |
| | | | 後 | 直方市大字下境4205番1先から 同市大字赤池135番9先まで | 9.0 ~ 39.5 | 426.0 |
| 飯 塚 県 道 | 鶴 三 緒 川 線 | 飯 塚 | 前 | 飯塚市綱分164番2先から 同市山倉484番2先まで | 12.4 ~ 20.5 | 475.0 |
| | | | 後 | 同上 | 12.0 ~ 20.5 | 475.0 |

福岡県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年1月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 1月23日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|--------|-----------|-------------------------------|
| 飯 塚 | 鶴 三 緒 川 線 | 飯塚市綱分164番2先から 同市山倉484番2先まで |

福岡県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------|-------|---------------------|-------|---------------------------------|------------------|---------------|
| 朝 倉 | 県 道 | 塔 瀬 十 字 線 小 郡 | 前 | 朝倉市佐田4607番1先から 同市佐田4980番1先まで | 4.4 ～ 44.0 | 1,436.0 |
| | | | 後 | 同上 | 4.4 ～ 44.0 | 1,428.0 |

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成21年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

ジャバントラック滋賀株式会社

(2) 所在地

滋賀県東近江市川合町字下川原3075番地

(3) 代表者

代表取締役 西口 敏也

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成21年1月8日

4 処分の理由

事業者が、平成20年12月19日付けて、兵庫県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成21年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

県立学校教職員用パーソナルコンピュータ等

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ㍑ 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ㍑ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ㍑ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ㍑ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ㍑ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

- ㊦ (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を
 契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
 イ 年間売上高
 ウ 自己資本金
 エ 流動比率
 オ 経営年数
 カ 障害者雇用状況
 キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
 イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
 ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
 エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
 オ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
 カ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属

する年の直前2か年分)

- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票(様式第4号)
 ク 営業概要表(様式第5号)
 ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
 コ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
 サ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
 シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
 タ 返信用封筒(290円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書(有償)の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスセンター
 イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号(福岡県庁総合売店内)
 ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
 イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 ウ 電話 092-643-3092(ダイヤルイン)
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成21年2月6日(金)までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成21年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

県立学校教職員用パーソナルコンピュータ等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成21年3月1日から平成27年2月28日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申

請書に必要な事項を記入し必要書類を添付の上、平成21年2月6日（金）午後5時00分までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。）

平成21年2月16日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|----------|----|
| 13 | 08 | リース・レンタル | AA |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育企画部企画調整課

〒812 - 8575 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 北棟 4 階

電話番号 092 - 643 - 3880 (ダイヤルイン)

F A X 092 - 643 - 3884

6 契約条項を示す場所

5 の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成21年1月23日(金)から平成21年2月16日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5 の部局とする。

8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

(1) 場所

福岡県教育庁第一会議室

福岡市博多区東公園 7 番 7 号 南棟 4 階

(2) 日時

平成21年2月5日(木)午後3時00分

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡県教育庁教育企画部企画調整課

〒812 - 8575 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 北棟 4 階

(2) 受領期限

平成21年2月16日(月)午後5時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県教育庁第一会議室

福岡市博多区東公園 7 番 7 号 南棟 4 階

(2) 日時

平成21年2月17日(火)午前11時00分

12 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつて、そのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込金額)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が上記13の(1)に規定する金額に到達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Contract matter
Lease of personal computers for teacher of prefectural school
- (2) Time Limit of Tender
5:00 P M on February 16, 2009
- (3) Contact Point for the Notice : Education Planning and Coordination Division,
Education Planning Department, Education Bureau, Fukuoka Prefectural Office, 7-7,
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, Japan
TEL 092-643-3880

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
反則切符印刷 17,000冊
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成21年3月31日（火）
- (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。)

平成21年2月5日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

| 大 分 類 | 中 分 類 | 業 種 名 | 等 級 |
|-------|-------|-------|-------|
| 03 | 02 | 活版印刷 | A A、A |
| 03 | 04 | 製本 | |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成21年1月23日（金）から平成21年2月2日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成21年1月23日（金）から平成21年2月2日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成21年2月5日（木）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成21年2月6日(金)午前10時00分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則(平成20年福岡県規則第23号)による改正前の福岡県漁業調整規則(昭和43年福岡県規則第64号。以下「旧規則」という。)第49条第4項又は第51条第3項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成21年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 不利益処分の根拠となる法令の条項
旧規則第49条第1項又は第51条第1項

2 聴聞の期日及び場所
平成21年1月30日 午後1時30分
福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁北棟4階
海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法
傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先
福岡県総務部行政経営企画課法務班
電話番号092-643-3030
郵便による場合のあて先
郵便番号812-8577 (福岡県庁)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、公明党福岡総支部の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成19年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成20年9月福岡県選挙管理委員会告示第90号）の一部を、次のとおり改める。

平成21年1月23日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

平成19年分収支報告書の要旨中、公明党福岡総支部の項を次のとおり改める。

5 公明党福岡総支部

報告年月日 平成20年02月13日

| | |
|------------|--------------|
| 1 収入・支出の総額 | |
| (1) 収入総額 | 217,266,864円 |
| ア 前年繰越額 | 9,532,316円 |

| | |
|-------------------------|--------------|
| イ 本年収入額 | 207,734,548円 |
| (2) 支出総額 | 210,412,826円 |
| (3) 翌年への繰越額 | 6,854,038円 |
| 2 収入・支出の内訳 | |
| (1) 収入の内訳 | |
| イ 寄附 | 175,475,435円 |
| (ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲） | 175,475,435円 |
| a 個人からの寄附 | 174,685,435円 |
| b 法人その他の団体からの寄附 | 790,000円 |
| ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入 | 1,605,000円 |
| 賀詞交歓会 | 1,605,000円 |
| オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 30,544,906円 |
| 公明党福岡県本部 | 30,544,906円 |
| カ その他の収入 | 109,207円 |
| 一件十万円未満のもの | 109,207円 |
| 合計 | 207,734,548円 |

[寄附の内訳]

| | | |
|-----------|------------|--------|
| a 個人からの寄附 | | |
| (寄附者の氏名) | (金額) | (住所) |
| 高橋 雅成 | 2,568,538円 | 福岡市博多区 |
| 大城 節子 | 2,466,093円 | 福岡市中央区 |
| 黒子 秀勇樹 | 1,862,309円 | 福岡市早良区 |
| 新開 昌彦 | 1,780,000円 | 福岡市早良区 |
| 石田 正明 | 2,611,336円 | 福岡市博多区 |
| 川辺 敦子 | 1,760,000円 | 福岡市西区 |
| 野口 明美 | 1,154,649円 | 春日市 |
| 近藤 征生 | 789,783円 | 糸島郡志摩町 |
| 森 勝己 | 703,000円 | 糟屋郡須恵町 |
| 森田 健二 | 1,317,786円 | 筑紫野市 |

| | | |
|--------|------------|--------|
| 梅田 美代子 | 174,000円 | 朝倉郡筑前町 |
| 後藤 百合子 | 867,193円 | 糟屋郡篠栗町 |
| 清水 章一 | 1,231,555円 | 太宰府市 |
| 芝尾 郁恵 | 1,204,298円 | 古賀市 |
| 横尾 千妙 | 818,904円 | 糟屋郡新宮町 |
| 前田 洋 | 100,000円 | 福岡市中央区 |
| 柴田 真人 | 629,575円 | 糟屋郡須恵町 |
| 前田 俊雄 | 1,308,002円 | 春日市 |
| 大西 勇 | 559,552円 | 糟屋郡志免町 |
| 白石 重成 | 1,365,242円 | 大野城市 |
| 福山 保廣 | 1,043,940円 | 大野城市 |
| 吉村 敦子 | 1,165,550円 | 春日市 |
| 古瀬 富美子 | 1,304,521円 | 筑紫野市 |
| 柴戸 ユイ子 | 590,000円 | 糸島郡二丈町 |
| 岩切 幹嘉 | 948,000円 | 春日市 |
| 佐藤 政志 | 1,288,744円 | 筑紫野市 |
| 西尾 耕治 | 800,000円 | 古賀市 |
| 村上 百合子 | 1,247,273円 | 朝倉市 |
| 福廣 和美 | 1,160,245円 | 太宰府市 |
| 服巻 利幸 | 103,000円 | 福岡市西区 |
| 助村 千代子 | 544,000円 | 糟屋郡志免町 |
| 浦川 正明 | 200,000円 | 福岡市城南区 |
| 栄永 宏明 | 100,000円 | 福岡市城南区 |
| 奥川 淳次 | 100,000円 | 福岡市博多区 |
| 河野 紀子 | 100,000円 | 福岡市早良区 |
| 河野 貞雄 | 500,000円 | 福岡市早良区 |
| 貝田 和美 | 100,000円 | 福岡市博多区 |
| 兼元 千工 | 100,000円 | 福岡市西区 |
| 古川 信博 | 100,000円 | 福岡市西区 |

| | | |
|--------|----------|--------|
| 広田 雄一 | 100,000円 | 福岡市西区 |
| 江口 重徳 | 100,000円 | 福岡市城南区 |
| 師岡 信 | 80,000円 | 福岡市西区 |
| 柴田 綾子 | 100,000円 | 福岡市西区 |
| 出田 篤史 | 100,000円 | 福岡市城南区 |
| 松永 勲 | 100,000円 | 福岡市西区 |
| 松永 千代子 | 100,000円 | 福岡市西区 |
| 松尾 正人 | 100,000円 | 糟屋郡宇美町 |
| 松尾 和人 | 100,000円 | 大野城市 |
| 神野 孝夫 | 100,000円 | 大野城市 |
| 陣川 友幸 | 100,000円 | 福岡市西区 |
| 須崎 節子 | 100,000円 | 福岡市南区 |
| 西嶋 明子 | 100,000円 | 福岡市博多区 |
| 大森 るり子 | 55,000円 | 福岡市西区 |
| 中村 政明 | 300,000円 | 福岡市早良区 |
| 中島 幹雄 | 100,000円 | 福岡市西区 |
| 中島 茂行 | 100,000円 | 福岡市城南区 |
| 田原 信吾 | 150,000円 | 福岡市中央区 |
| 田坂 節子 | 100,000円 | 福岡市城南区 |
| 田中 利雄 | 100,000円 | 福岡市城南区 |
| 土橋 好子 | 100,000円 | 福岡市城南区 |
| 南 陽子 | 100,000円 | 福岡市早良区 |
| 日下 妙子 | 100,000円 | 福岡市西区 |
| 板谷 みち子 | 100,000円 | 福岡市早良区 |
| 布施 充夫 | 100,000円 | 福岡市西区 |
| 久保山 則子 | 100,000円 | 福岡市早良区 |
| 山口 洋一 | 100,000円 | 福岡市早良区 |
| 植木 一夫 | 100,000円 | 福岡市早良区 |
| 川崎 勝彦 | 100,000円 | 福岡市早良区 |

| | | |
|--------|------------|--------|
| 大山 研一 | 150,000円 | 福岡市早良区 |
| 中村 雅子 | 100,000円 | 福岡市早良区 |
| 岡田 恵子 | 100,000円 | 福岡市博多区 |
| 今井 武志 | 100,000円 | 筑紫野市 |
| 小林 カツ子 | 100,000円 | 福岡市博多区 |
| 藤崎 充子 | 100,000円 | 福岡市博多区 |
| 服部 親征 | 100,000円 | 福岡市博多区 |
| 古賀 俊弘 | 100,000円 | 福岡市東区 |
| 杉野 信子 | 200,000円 | 福岡市東区 |
| 石田 節子 | 100,000円 | 福岡市東区 |
| 扇 デン | 100,000円 | 福岡市東区 |
| 中原 貢 | 80,000円 | 福岡市東区 |
| 白銀 聖喜 | 100,000円 | 福岡市東区 |
| 白水 絢子 | 100,000円 | 福岡市東区 |
| 鳴松 信子 | 300,000円 | 福岡市中央区 |
| 加藤 純子 | 70,000円 | 福岡市東区 |
| 永安 ツギエ | 100,000円 | 福岡市東区 |
| 広田 誠一 | 100,000円 | 福岡市東区 |
| 松岡 廣義 | 100,000円 | 福岡市東区 |
| 森田 昭子 | 100,000円 | 福岡市東区 |
| 増野 厚子 | 100,000円 | 福岡市東区 |
| 大石 純子 | 80,000円 | 福岡市東区 |
| 池田 和子 | 100,000円 | 福岡市東区 |
| 木村 重成 | 70,000円 | 福岡市東区 |
| 浦上 順子 | 100,000円 | 糟屋郡宇美町 |
| 江藤 正勝 | 100,000円 | 福岡市西区 |
| 徳永 晃久 | 100,000円 | 福岡市中央区 |
| 中西 毅 | 1,297,451円 | 大野城市 |
| 橋本 由紀子 | 70,000円 | 福岡市東区 |

| | | |
|-------|------------|--------|
| 松野 隆 | 1,128,481円 | 福岡市南区 |
| 楠 正信 | 461,727円 | 福岡市中央区 |
| 大石 修二 | 857,548円 | 福岡市南区 |
| 渡辺 裕江 | 940,825円 | 福岡市東区 |
| 浜崎 達也 | 433,981円 | 福岡市南区 |
| 山口 剛司 | 964,984円 | 福岡市東区 |
| 大塚 勝利 | 3,304,923円 | 福岡市東区 |
| 市木 潔 | 1,230,661円 | 福岡市博多区 |
| 尾花 康広 | 1,699,354円 | 福岡市東区 |
| 久保 浩 | 254,315円 | 福岡市早良区 |
| 上岡 孝生 | 174,322円 | 糟屋郡久山町 |
| 村上 幸志 | 100,000円 | 福岡市博多区 |
| 原口 幸枝 | 150,000円 | 福岡市東区 |
| 椋木 俊次 | 100,000円 | 春日市 |

その他 118,714,775円
小計 174,685,435円

b 法人その他の団体からの寄附

| (寄附者の氏名) | (金額) | (事務所の所在地) |
|----------|----------|-----------|
| (有)小西工業 | 110,000円 | 福岡市早良区 |
| 九州創建(株) | 100,000円 | 福岡市博多区 |
| (株)トップス | 100,000円 | 福岡市博多区 |
| (有)大和商事 | 100,000円 | 福津市 |
| (株)庭藤 | 100,000円 | 福岡市南区 |
| その他 | 280,000円 | |
| 小計 | 790,000円 | |

(2) 支出の内訳

| | |
|----------|-------------|
| ア 経常経費 | 22,964,500円 |
| (ア) 人件費 | 4,153,700円 |
| (イ) 光熱水費 | 1,035,322円 |

| | |
|-----------------------------|---------------------|
| (ウ) 備品・消耗品費 | 1,787,880円 |
| (エ) 事務所費 | 15,987,598円 |
| イ 政治活動費 | 187,448,326円 |
| (ア) 組織活動費 | 500,796円 |
| (イ) 選挙関係費 | 111,761,675円 |
| (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 | 6,752,682円 |
| b 宣伝事業費 | 3,637,040円 |
| d その他の事業費 | 3,115,642円 |
| (エ) 調査研究費 | 89,943円 |
| (オ) 寄附・交付金 | 68,343,230円 |
| 合 計 | 210,412,826円 |
| (うち本部又は支部に対して供与した交付金にかかる支出) | 68,343,230円 |

収用委員会

福岡県収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成21年1月23日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

県道八女香春線改築工事（福岡県八女市上陽町久木原字栗林地内から同県同市同町久木原字半沢地内まで）及びこれに伴う附帯工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

| | | | |
|-------|----|----|-----------------|
| 土地の所在 | 地番 | 地目 | 地積 [() は公簿地積] |
|-------|----|----|-----------------|

| | | | |
|-----------------|------|---|---|
| 福岡県八女市上陽町久木原字葛原 | 820番 | 畑 | 455.02（458）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積304.45平方メートル、使用しようとする土地の面積10.85平方メートル |
|-----------------|------|---|---|

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

不明 ただし 土地登記記録表題部所有者欄記載

持分5分の1 原口 宗作

5分の1 原口 庄次郎

5分の1 原口 喜市

5分の1 原口 サト

5分の1 原口 喜助

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成21年1月9日

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等率100%再生紙を使用しています